平成２２年（フ）第４２４６号
大阪市平野区喜連東４丁目６番17―501号
債務者　堺　　久高
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２５３号
大阪府八尾市山城町３丁目８番27号
債務者　影山　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３０１号
大阪市城東区蒲生１丁目１―23アヴェール京橋402、住民票上の住所大阪府東大阪市東山町６番１号リリーフアスカ510号
債務者　西村　誠造
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２２号
大阪市平野区平野西５丁目４番13号ハッピーハイツ301
債務者　坂本光一郎
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３３号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番21号エバーグリーン西田辺ハイツ620号
債務者　松本まり子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３４号
大阪府茨木市中津町４番32―303号、住民票上の住所大阪府茨木市田中町６番26号
債務者　林　美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３３６号
大阪市淀川区西中島５丁目８番21―1103号
債務者　勢力　優美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２号
北海道滝川市有明町５丁目１番83号
債務者　児玉　幸夫
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
滝川市一の坂町西１丁目４番６号
債務者　矢野　容子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
北海道歌志内市字上歌30番地４
債務者　佐々木紀代子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
北海道芦別市北２条西１丁目５番地大津マンション201号室
債務者　加納　輝久
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
盛岡市西松園３丁目９番４号、申立時の住所盛岡市境田町４番18―104号
債務者　舟田　芳一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３７号
盛岡市山岸１丁目８番31号
債務者　阿部　純一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８９号
盛岡市仙北３丁目13番６号
債務者　佐藤　典伸
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３１９号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字土手173番地３
債務者　佐々木知子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５０号
盛岡市盛岡駅前北通７番10―308号
債務者　曽根　清一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４３号
山形県酒田市若宮町２丁目１番２―45号県営川南アパート２号棟、前住所山形県酒田市若宮町２丁目１番３―43号県営川南アパート３号棟
債務者　兼子　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山形地方裁判所酒田支部